

## 小岩第二中学校同窓会会則

### [第一章 名 称]

第1条 本会は小岩第二中学校同窓会と称す。

### [第二章 事 務 所]

第2条 本会の事務所は小岩第二中学校内におく。

### [第三章 会 員]

第3条 本会は次の会員をもって構成する。

- ・小岩第二中学校卒業生
- ・旧、現職員

### [第四章 役 員]

第4条 本会に次の役員をおく。

- 名誉会長 1名 現在の本校校長'
- 会 長 1名 旧、現職員を除く会員中より選出する。
- 副会長 2名 同 上
- 会 計 2名 同 上
- 会計監査 2名 同 上
- 幹 事 若干名
- 顧 問 若干名

### [第五章 目 的]

第5条 本会は会員相互の親睦をはかること、及び本校発展のために協力することを目的とする。

### [第六章 事 業]

第6条 本会は次の目的を達成するため、次のような事業を行う。

- ・本校における各種行事への参加と協力
- ・親睦のための集い
- ・会員名簿の発行

### [第七章 議 決]

第7条 本会は次の事業を行うにあたって、次の諸決議機関により計画・立案し、実行・運営するものとする。

### [第八章 会 費]

第8条 本会に入会するものは、次の会費を納めるものとする。

- ・入会金及び会費 計 五百円也

### [第九章 運 営]

第9条 本会の運営については、役員会の内規に定め、それに従うものとする。

### [第十章 会則の変更]

第10条 会則を変更する必要があるときは、役員会に提案し、更に総会の決議にかけるものとする。しかし緊急の場合はこの限りではない。

### [第十一章 補 足]

第11条 この会則は、昭和四十二年四月一日より施行するものとする。

(平成十九年十月十九日に一部改正)